

●香川県告示第106号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和3年3月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 令和3年3月5日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字中村丙1732番の一部、丙1733番1の一部、丙1733番2の一部、  
丙1734番2の一部、丙1737番1の一部及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.50メートル  
延長 110.49メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。